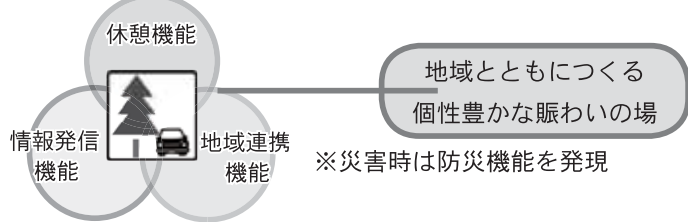


3. 議会全員協議会で道の駅について説明しました

道の駅については、平成27年5月から6月にかけて行われた町民説明会やその後の議会等において、複数の質問や意見が寄せられました。町では、いただいたご質問やご意見に基づいて計画の検証を行い、9月13日に開催された議会全員協議会で説明と報告を行いました。今回の広報では、当日説明した内容のうち、質問が多かった5つの項目についてお知らせします。

Q 1 道の駅は公共施設として捉えるのか？独立採算施設として捉えるのか？

一般に、道の駅とは国土交通省の定義にもあるとおり「休憩機能」「情報発信機能」「地域連携機能」の3つの機能を備えた施設とされています。



道の駅は「公共性（公的部門）」と「事業性（営業部門）」の2つの面を併せ持つ施設	
公的部門	①休憩機能 ②情報発信機能→公的な非収益部門 情報コーナー、無料休憩コーナー、24時間トイレ、防災倉庫機能、郷土資料・展示部門、駐車場などに係る施設維持管理経費
営業部門	③地域連携機能→地域活性化を目的とした収益部門 テイクアウトコーナー、ベーカリーコーナー、特産品販売コーナー、農産物直売所などの飲食、物販に関する経費

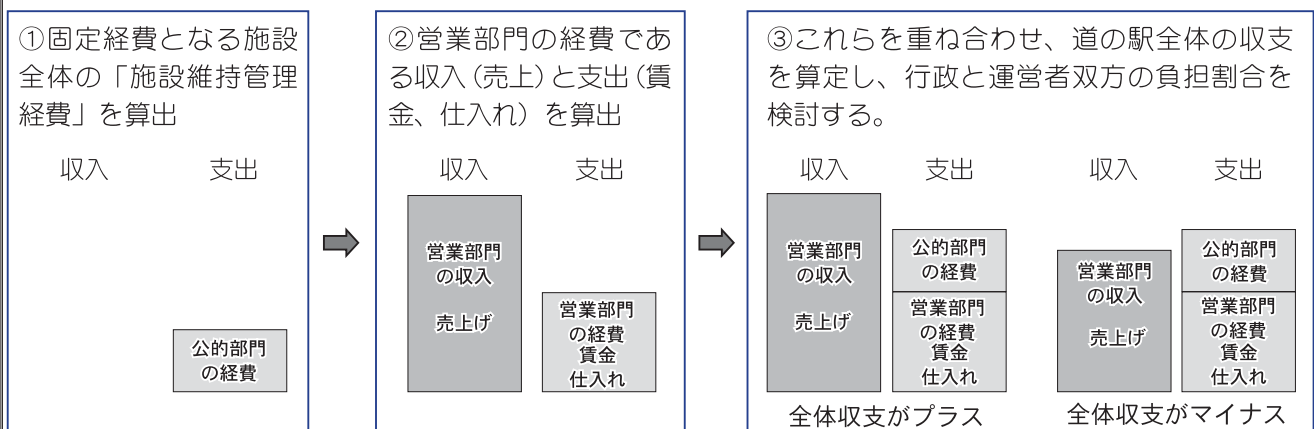
このように、道の駅は公共施設の機能と商業施設の機能を併せ持ちます。また、経費について考える場合は、公的部門における施設維持管理経費と、営業部門における収支をそれぞれ把握する必要があり、公的部門についてはどこまで行政負担とするかを検討していく必要があります。

Q 2 道の駅の全体収支をどのように考えるのですか？

「公的部門の支出」や「営業部門の売上収入」など、支出と収入を性質ごとに切り分けて考えることが必要です。

<基本的考え方手順>

- ①固定経費となる施設全体の「施設維持管理経費」（ランニングコスト）を算出
- ②営業部門の収入（売上）とともに、支出経費（賃金、仕入れなど）を算出
- ③これらを重ね合わせ、道の駅全体の収支を算定し、行政と運営者双方の負担割合を検討する。



③の棒グラフのように、営業部門の収支に公的部門の施設維持管理費を含めてもなお全体収支がプラスのケースもあれば、営業部門の収支は黒字でも、公的部門の施設維持管理経費を合わせると全体収支がマイナスになるケースもあります。

公的部門の施設維持管理経費分（例えば、除雪や敷地内の草刈り、24時間トイレの光熱水費や消耗品等）について、行政と運営者の負担割合をどうするかという点は検討が必要です。